

成年後見人の権利と義務

1 成年被後見人（以下被後見人）の意思の尊重

（成年後見人（以下後見人）の職務の指針）

後見人は、被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。

2 代理権

後見人には、被後見人の財産に関して全面的な代理権が与えられます。したがって、被後見人の財産上の手続は、すべて後見人が代わって行います。

3 財産管理権

後見人は、被後見人に代わって、その財産を管理し、処分することができます（一部例外あり）。

4 取消権

後見開始後に被後見人がした法律行為（契約）は、日常生活に関する行為を除き、後で後見人が取り消すことができます。この場合、取り消された行為は、初めからなかったものとみなされます。ただし、取り消した行為による利益が残っている場合は、返還しなければなりません。

5 身上監護に関する権利及び義務

被後見人の生活や健康管理に関して法律行為を行う権利を有し、義務を負います。具体的には、医療に関する事項、住居の確保、施設の入退所、介護・生活維持に関する事項などについての契約の締結、費用の支払い、契約の解除などです。

6 善管注意義務（善良なる管理者の注意義務）

後見人には、被後見人に関する様々な権利が与えられるので、通常の注意義務（自分のためにするときの注意の程度）よりも高度な注意義務が課されます。

もし、注意義務に違反し、被後見人に損害を与えた場合は、損害賠償の責任が生じます。

